

令和4年度(2022年度)版

環境報告書

「第3次西宮市環境基本計画」令和3年度(2021年度)実績



西宮市

Annual Report on the Environment in

Nishinomiya 2021

環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間の暮らしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちの暮らしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

行動憲章

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人々が共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成 15 年 12 月 14 日

兵庫県 西宮市

目次

1.計画の基本的事項	P4
2.環境目標1 低炭素	P9
3.環境目標2 資源循環	P18
4.環境目標3 生物多様性	P25
5.環境目標4 安全・快適	P33
6.行動目標1 学びあい	P42
7.行動目標2 参画・協働	P46
8.行動目標3 国際交流・貢献	P48
9.参考資料	P50
10.施策体系に基づく事業一覧	P51

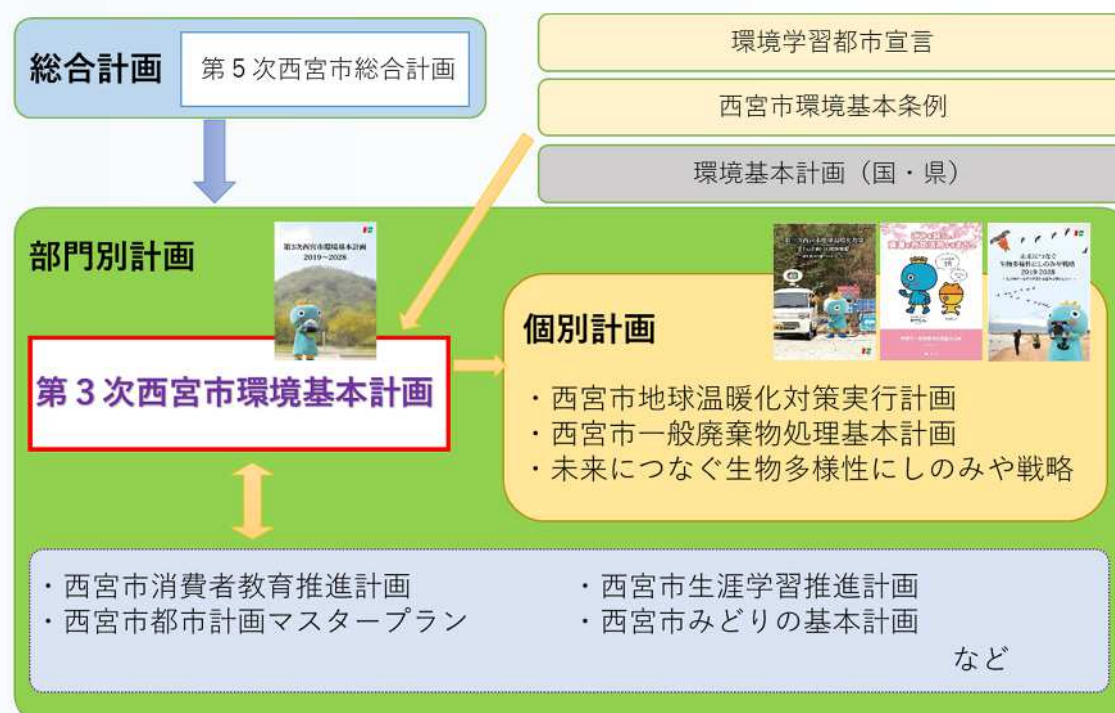
計画の基本的事項

◆これまでの経緯（「第3次西宮市環境基本計画」が策定されるまで）

平成6年度（1994年度）、「西宮市環境計画」を策定し、平成7年度（1995年度）から平成16年度（2004年度）までの10年間を計画期間として、本市の豊かな自然環境や恵まれた文化的環境などの西宮の地域特性を生かした環境づくりを進めてきました。その後、平成15年（2003年）に環境学習を通じた次世代を育むまちづくりを推進するため、新たな都市宣言として「環境学習都市宣言」を行いました。この宣言の内容を具体的に実現するための計画として、平成16年度（2004年度）「新環境計画」を策定し、平成31年（2019年）に「第3次西宮市環境基本計画」が策定されるまでの約15年間までの計画として、取り組んできました。そして、令和元年度（2019年度）から「新環境計画」で示された環境学習都市宣言の考え方を引き継ぎ、発展させるため「第3次西宮市環境基本計画」を策定しました。

◆「第3次西宮市環境基本計画」の位置づけ

「第3次西宮市環境基本計画」は、西宮市環境基本条例第7条第1項の規定に基づき、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画として、平成31年（2019年）3月に策定したものです。本計画には、下位計画として、各環境分野を対象に、具体的な施策・行動計画を示した個別計画を策定しています。



◆計画期間

令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間

◆望ましい環境像

環境学習都市宣言の趣旨等を踏まえ設定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、望ましい環境像を以下のように定めています。

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』
～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとあおい海～

◆まちづくりの目標

学びあい 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

参画・協働 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

循環 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にしたい循環型都市を築きます。

共生 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人との共生する、公正で平和な社会を実現します。

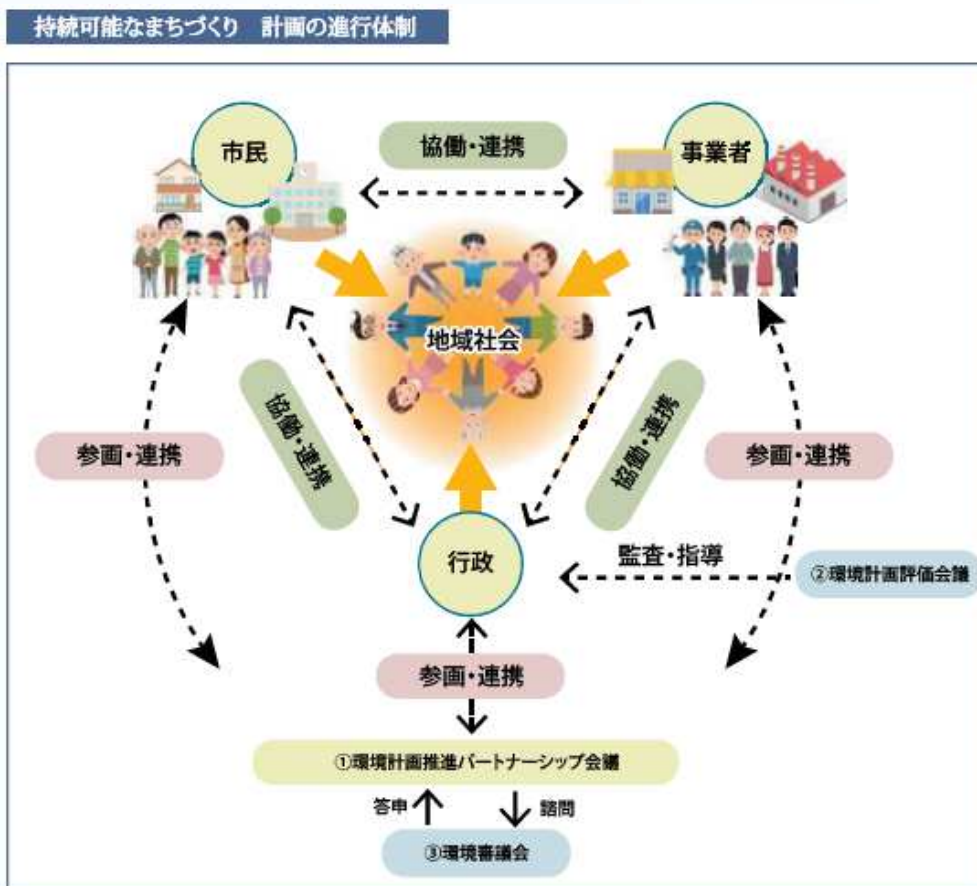
ネットワーク 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

◆環境目標と行動目標



◆計画の推進体制及び進行管理

計画の推進・進行管理については、年度ごとに、環境計画評価会議^{※1}において、市の環境施策の外部監査を行うとともに、施策の取組実績と目標の達成状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。また、審議会での審議や評価を公表するとともに、市民・事業者等で構成された環境計画推進パートナーシップ会議において、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。^{※1} 令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。



会議名	役割	PDCAサイクルにおける位置づけ
環境計画推進パートナーシップ会議	市民・事業者・専門家・行政で構成。継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織。	Plan（計画） Do（実行） Action（見直し）
環境計画評価会議	市の環境施策について、環境計画の進捗状況を監査し、改善・指導を行う外部監査の役割を担う。	Check（点検）
環境審議会	環境計画の策定、保護地区等の指定・解除並びに環境施策の推進について審議する役割を担う。	Check（点検）

◆SDGs（持続可能な開発目標）とは

気候変動や生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題があり、それらを解決し、より良い未来を目指すために世界が合意した目標のことで、SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、社会のすみずみまで手を差し伸べる考え方を示しています。また、行政・地域・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画することで、目標の達成を目指す考え方も含まれています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるとなっています。



国連持続可能な開発目標（SDGs）					
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		持続可能な生産消費形態を確保する		

出典：環境省-すべての企業が持続的に発展するために
-持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド【第2版】-

◆SDGsの17のゴールと第3次西宮市環境基本計画との関係

第5次西宮市総合計画に関連付けられているSDGsの17のゴールのうち、第3次西宮市環境基本計画に関連するゴールは次のとおりです。



◆施策体系

環境目標		施策	
1	低炭素	1	省エネルギーの推進・普及啓発
		2	再生可能エネルギーの導入・普及啓発
		3	地域環境の整備
		4	資源循環型社会の形成
		5	気候変動に対する適応策
2	資源循環	1	ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用
		2	環境にやさしいごみの適正処理の推進
3	生物多様性	1	多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造
		2	まちの緑を育む
4	安全・快適	1	良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承
		2	人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進
		3	身近な自然、歴史や文化の次世代への継承
		4	自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

行動目標		施策	
1	学びあい	1	学びあうまちのしくみづくり
		2	環境学習都市を支える人材の育成
		3	環境学習を推進する場の充実
		4	環境に関する情報収集と公開
2	参画・協働	1	各主体の特性に応じた自律した活動を推進
		2	各主体・各世代の参画と協働の推進
3	国際交流・貢献	1	世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進
		2	世界の人々への環境情報の発信